

公認会計士法施行規則の概要

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和 49 年大蔵省令第 58 号）及び監査法人に関する内閣府令（昭和 41 年大蔵省令第 46 号）を廃止し、公認会計士法施行規則を新設するものである。

2. 主な内容

1. ローテーション・ルールの整備

- (1) 連続する会計期間に準ずるものとして連続会計期間とされる会計期間として、連続する会計期間において、監査関連業務を行わない連続する会計期間が 2 会計期間〔5 会計期間〕未満である場合に、当該監査関連業務を行わない会計期間においても監査関連業務を行ったものとみなして計算した会計期間が 7 会計期間〔5 会計期間〕となる場合における当該 7 会計期間〔5 会計期間〕を規定する（第 8 条）。

（注）〔 〕内は、上場有価証券発行者等の監査関連業務を行う大規模監査法人の筆頭業務執行社員等に対するローテーション・ルールについての適用関係。

- (2) 新規公開前の監査関連業務を行っている期間のうち継続監査期間に算入する期間として、2 会計期間を規定する（監査関連業務を行った期間が 1 会計期間である場合は 1 会計期間）（第 10 条）。
- (3) 筆頭業務執行社員等として、①監査証明業務を執行する社員のうちその事務を統括する者として監査報告書の筆頭に自署し、自己の印を押す社員一名、及び②監査証明業務に係る審査に関与し、当該審査に最も重要な責任を有する者一名を規定する（第 23 条）。
- (4) 大規模監査法人として、監査関連業務を行う上場有価証券発行者等の総数が百以上の監査法人を規定する（第 24 条）。

2. 公認会計士等の就職の制限等

被監査会社等に加えて、新たに公認会計士又は関与社員の就職の制限及び監査法人の業務の制限の範囲となる被監査会社等の連結会社等として、

- ① 被監査会社等の連結子会社等（連結財務諸表規則に規定する連結子会社、持分法が適用される非連結子会社及び関連会社をいう。）又は被監査会社等をその連結子会社等とする会社等
- ② 被監査会社等をその連結子会社等とする会社等の連結子会社等（被監査会社等を除く。）

を規定する（第 13 条）。

3. 監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合の下限

監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合の下限は、75%とする（第 19 条）。

4. 業務管理体制の整備

- (1) 監査法人が整備しなければならない業務管理体制が満たすべき要件として、
- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）がとられていること
 - ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置がとられていること
 - ③ 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置がとられていること
 - ④ 特定社員が日本公認会計士協会の会員となり、協会の会則を遵守するための措置がとられていること
 - ⑤ 社員の総数の過半数が、公認会計士の登録を受けた後、3年以上監査証明業務に従事している者であること
 - ⑥ 監査証明業務を適切に行うために必要な施設及び財産的基礎を有すること
 - ⑦ 従たる事務所を設ける場合には、当該事務所に社員が常駐していること
- を規定する（第 25 条）。
- (2) 業務の品質の管理の定義について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずることが求められる業務の遂行に関する事項として、
- ① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保
 - ② 業務に係る契約の締結及び更新
 - ③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任
 - ④ 業務の実施及びその審査
- を規定する（第 26 条）。
- (3) 社員の一部をもって構成される合議体で意思決定を行う場合は当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合が(4)に掲げる割合以上でなければならないとされる監査法人の活動に係る重要な事項として、
- ① 業務の執行の適正を確保するための措置
 - ② 業務の品質の管理の方針の策定
 - ③ 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
- を規定する（第 27 条）。
- (4) 監査法人の活動に係る重要な事項に関する意思決定を行う合議体を構成する社員の

うちに公認会計士である社員の占める割合の下限は、75%とする（規則第28条）。

5. 公認会計士及び監査法人の説明書類の縦覧等

(1) 公認会計士の説明書類に記載する業務の状況に関する事項として、

① 業務の概況

- ・ 業務の概要及び業務の内容
- ・ 業務の運営の状況
- ・ 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

② 事務所の概況

- ・ 名称、所在地及び事務所に勤務する公認会計士の数

③ 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

を規定する（第14条）。

(2) 監査法人の説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項として、

① 業務の概況

- ・ 監査法人の目的及び沿革
- ・ 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別
- ・ 業務の概要及び業務の内容
- ・ 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況
- ・ 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項
- ・ 外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項

② 社員の概況

- ・ 社員の数
- ・ 監査法人の活動に係る重要な事項に関する意思決定を社員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体の構成

③ 事務所の概況

- ・ 名称、所在地、事務所に勤務する社員の数及び公認会計士である使用人の数

④ 監査法人の組織の概要

⑤ 財産の概況

- ・ 直近2会計年度に係る売上高の総額

【有限責任監査法人の場合は、以下の記載も必要】

- ・ 直近の2会計年度の計算書類
- ・ 計算書類について監査証明を受けている場合には当該監査証明に係る監査報告書
- ・ 供託金等の額
- ・ 有限責任監査法人責任保険契約をもって供託に代える場合には、その旨及び当該契約の内容

⑥ 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

を規定する（第 39 条）。

- (3) 説明書類の公衆縦覧期間その他公衆縦覧規定の適用に関し必要な事項として、
- ① 当該年度経過後 3 月以内に開始し、当該年度の翌年度に係る縦覧を開始するまでの間、原則として公衆の縦覧に供しなければならないこと
 - ② やむを得ない理由により縦覧開始の期間までに縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて縦覧の開始を延期することができることを規定する（第 17 条）。
- (4) 監査法人が内閣総理大臣に提出すべき計算書類は、貸借対照表、損益計算書のほか、社員資本等変動計算書、注記表、附属明細書とする（第 31 条）。
- (5) 監査法人が内閣総理大臣に提出すべき業務報告書の記載事項は、別紙様式により定める（第 38 条）。

6. 報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲

公認会計士等に対する報告徴収・立入検査の権限を金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する範囲として、日本公認会計士協会の調査に関して行われるもののほか、

- ① 日本公認会計士協会の調査を受けていないこと
- ② 日本公認会計士協会の調査に協力することを拒否していること

との事由があることにより日本公認会計士協会が当該公認会計士等に係る調査報告を行っていない場合において、当該公認会計士等の業務の運営の状況に関して行われるものを規定する（第 83 条）。

公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の概要

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）において、公認会計士及び監査法人に対する課徴金制度が創設されたことを受けて、公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令を新設するものである。

2. 主な内容

1. 課徴金納付命令

- (1) 故意の虚偽又は不当の証明であって当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合とは、財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合とする（第 1 条第 1 項）。

- (2) 相当の注意を怠った虚偽又は不当の証明であって、相当の注意を著しく怠った場合とは、公認会計士又は監査法人が実施した財務書類の監査又は証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合とする（第 1 条第 2 項）。

2. 審判手続

改正法において、公認会計士及び監査法人に対する課徴金制度が創設され、審判手続が新設されることに伴い、改正法の委任により、審判手続開始決定書、審判調書その他の書面の記載事項、証拠の申出の方式、参考人審問の手続など、審判手続の細目について定める（第 2 章）。

特定社員登録規則の概要

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）において特定社員制度が創設されたことを受けて、特定社員登録規則を新設するものである。

2. 主な内容

1. 特定社員名簿への登録事項

特定社員名簿への登録事項を以下のように定める（第 2 条）。

- (1) 登録番号
- (2) 氏名、生年月日、住所及び本籍
- (3) 所属する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及びその所在地
- (4) 特定社員登録及び変更登録の年月日
- (5) 改正法第 34 条の 10 の 17 第 1 項各号に掲げる処分を受けたときは、その処分の種類及び処分を受けた年月日

2. 特定社員登録、変更登録、特定社員登録の抹消に関する手続

- (1) 特定社員登録を受けようとする者は、特定社員登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならないこと、特定社員登録申請書に添付する書類、特定社員登録に関する日本公認会計士協会の手続等について定める（第 4 条及び第 7 条）。
- (2) 特定社員が変更登録を申請する手続及び特定社員登録の抹消に関する手続等について定める（第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条）。

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の

一部を改正する内閣府令の概要

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下「監査証明府令」という。）及びその他の関係法令の整備のため、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を定める。

2. 主な内容

1. 監査証明に相当すると認められる証明

金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合は、外国監査法人等から外国会社等財務書類について公認会計士法第 2 条第 1 項の業務に相当すると認められる業務の提供を受けることにより、監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合とする（監査証明府令第 1 条の 2）。

2. 法令違反等事実の通知

- (1) 監査証明を行うに当たり特定発行者（金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定する特定発行者をいう。）における法令違反等事実を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべきことを、特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（金融商品取引法第 193 条の 3 第 1 項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者）に通知しなければならないことを規定する（監査証明府令第 7 条）。
- (2) (1)の通知を行った公認会計士又は監査法人の金融商品取引法第 193 条の 3 第 2 項に規定する内閣総理大臣への意見の申出の手續について規定する（監査証明府令第 8 条）。

有限責任監査法人供託金規則の概要

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）において、有限責任監査法人の供託制度が創設されたことを受けて、有限責任監査法人供託金規則を新設するものである。

2. 主な内容

登録有限監査法人の虚偽証明により発生した損害の賠償を請求する権利を有する者が、他の債権者に先立ち有限責任監査法人に係る供託金の弁済を受ける権利の実行について、その申出の手續、意見聴取会の開催、配当の手續など、権利の実行の手續の細目について定める（第 1 条～第 11 条）。